

令和6年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年5月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 16名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 11番委員 藤 井 好 博
12番委員 庭 野 明 13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸 澤 奈 実 恵
19番委員 中 島 工 里
- 4 欠席委員 3名
9番委員 須 藤 栄 寿 10番委員 阿 部 均 司 15番委員 原 澤 章
- 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第16号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1) 制限除外の農地等異動通知書について
- (2) 農業経営改善計画の認定について
- (3) 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員田村隆司、17番委員高橋品子を指名し議事に入る。

 続いて、4、議事に入りたいのですが、議案第14号について、私の担当案件がありますので、議事進行を職務代理の高橋品子さんをお願いしたいと思っ

	<p>ております。</p> <p>以上です。</p>
職務代理	<p>では、着座にて失礼いたします。</p> <p>会長に代わりまして、議事の進行をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、1ページ目をお開きください。</p> <p>議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。</p> <p>別紙記入事件、5件です。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>◇（議案書・順次、朗読説明）</p> <p>以上よろしくお願いいたします。</p>
職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>番号1について、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。</p>
1番委員	<p>1番、〇〇担当の榎渕武重です。</p> <p>農地法第5条の規定による申請事案の調査報告でございますが、現地は、〇〇の南側といいますか、すぐ下のところでございます。先ほど説明がありましたとおり、農振除外で一度皆様に見ていただいており、昨年10月13日、それが許可が下りている土地でございます。</p> <p>5月7日に現地確認に行ったんですが、平坦地であり、ここが使えるかなということで、それから皆様ご認識を持っておられるかもしれませんけれども、これが面積的に、すみません、前後してしましますが、986、皆さん、住宅用地として認識されておるのは500㎡というような認識を持っておられるかと思えます。非常に広いかなという感じがしまして、これがちょっと私の懸念材料でございまして、この点について、事務局にどうしたものかのご相談申し上げて、ご説明を求めますと、私の後にちょっと補足説明をしてもらいますが、ほかに関しては懸念する材料がないので、それに関して皆様のご意見をいただき、それから合意した下で判断をというか、皆さんの判断を仰ぎたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>それでは、会長のほうからご指摘のあった件なんですけれども、まず、さきにお伝えしたとおりですけれども、当該地、こちらなんですけれども、令和5年10月に農振除外通知を発出しております。この農振除外の用途としては一般住宅用地として面積全体を有効活用されるという計画で行われたものでございます。</p> <p>それで、今回500㎡以上である当該地ですけれども、一般住宅用地として農振除外に至った法令というのが存在しているんですけれども、こちらについ</p>

て、まずそこから説明のほうをさせていただきます。

まず、法令のほうなんですけれども、こちら法令が農業振興地域の整備に関する法律というものがございまして、その中の第13条の2項というものがあります。こちらちょっと内容についてはちょっと時間が限られておりますので、細かくはお伝えできないんですけれども、要約しますと、農地以外のものにするという計画があって、周りの農地に対して影響がないものであれば、変更はできますよというのが要約した内容です。

この根拠法令である当法律に関して、500㎡であるというような面積要件というのは、存在はしません。では、その500㎡というのは一体どういったところから発しているところなのかなというところなんですけれども、こちらについては、先ほど言った法令、農業振興地域の整備に関する法律という法令に準じて、群馬県のほうで、農振除外の同意基準というのを設けています。その基準項目というのがあるんですけれども、例えば、この農地を農振から除外するために、基準として4つの項目があります。その4つの項目というのは、必要性、適当性、代替性、確実性というこの4つの項目があって、これを総合的に判断して、農振を除外するということになっております。

その中に、変更の合意の中で、適当性というのが4つの中の1つにあるんですけれども、その中に群馬県の合意基準の中では、原則500㎡以下、住宅に関しては原則500㎡以下という部分は存在します。それはあくまでも総合的な部分の1つの項目であって、ほかの項目を総合的に見て判断するということなので、特に原則の500㎡というところは先行して駄目だというわけではなくて、今回この当該地に関しては、進入路が1か所しかなくて、そこにまず進入路があって、建築する上での話で、通路があって、駐車場があって、住宅があって庭用地があるという仕様になるんですけれども、それも前段の除外の関係のときに、実質ちゃんとした計画をいただいているということと、さらにこういった進入路が1か所しかないということで、要は農地の袋地が生じてしまうんですね。一番奥のほうが使えない農地というのが存在してしまうということで、今回の計画ではそういったことを含めて、申請者の方が有効的に家庭菜園などを使った趣味の範囲で庭用地として全体を900㎡という大きさではありますけれども、有効に活用したいということで、農振の除外の計画というところの変更に至ったという経緯でございます。

今回の農地法第5条の関係もそうなんですけれども、500㎡という法律上の規定というのは存在しません。なので、この500㎡というのはちょっと整理をしていただきたいんですけれども、こちらは、県の農振除外の同意基準の1つの項目に、家屋に関しては原則500㎡というのが基準としてありますよという認識です。

なので、1つその認識だけ先行せず4つの項目があって、先ほどのほかの農地に影響がないこと、または袋地が生じてしまって使えない農地が生じてしまいますよということであれば、そういった総合的な判断で、農振の除外をされたということになります。

以上になります。

職務代理

ありがとうございました。

このことについて、質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第14号の1の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第14号番号2について、担当委員より報告をお願いいたします。

2番委員

お世話になります。

2番、〇〇区担当の近藤です。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より東へおおよそ600mのところですか。5月5日、現地調査を行い、代理人の〇〇さんに確認いたしました。〇〇さんが休耕中の畑に家を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われまふ。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われまふ。周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われまふ。そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

職務代理

ありがとうございました。

このことについて質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第14号2の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、許可相当といたします。

続きまして、議案第14号番号3について、担当委員より報告をお願いいたします。

2番委員

2番、〇〇区担当の近藤です。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より東へおおよそ50mのところですか。5月5日に現地調査を行い、代理人〇〇さんに確認いたしました。

〇〇さんが休耕中の田にペットホテル兼ドッグランを建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われまふ。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思ひます。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われまふ。そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議いただきますようお願ひいたします。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

このことについて質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第14号3の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第14号番号4について、担当委員より報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当の片野です。よろしくをお願いいたします。

農地法5条による申出の調査について報告いたします。

〇〇、〇〇の道路を挟んで反対側に空き地がございます。そのところがちょうど空いているところです。そこに、ここは〇〇さんという方の土地なのですが、〇〇のほうで住宅を建てたいということで申出がありました。〇〇から1.4km、〇〇から約200mぐらいのところ。調査日は5月3日、現地調査を行い、申込者の〇〇さんに確認をしました。〇〇さんの休耕地の中で家を建てるという計画されていますと伝えたところ、了承してもらい、〇〇のほうへ提案をしています。申込書、見積書、計画書、資金等が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことで、実行したいと思っています。周りにとっては、取りあえず私の友達の土地が横にありますから、ほとんど農地に関係なく、住宅にも関係なく3軒から4軒の一般住宅を建てるということをおっしゃったので、皆様のご審議をお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

このことについて質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第14号4の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、許可相当といたします。

続きまして、議案第14号番号5について、担当委員より報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当の片野です。よろしくをお願いいたします。

農地法5条による審査結果について報告をいたします。申込地はまっすぐ行きますと、ここから約800mから1kmぐらいの地点にあります。5月3日に調査を行い、所有者の〇〇さんと息子さんに会いました。そうしたら、私の家をここに建てるので、早めの許可をお願いいたしますということでございました。申込書、見積書、計画書、資金等が確認でき、許可が下り次第早めに着工したいということでした。面積に対しては相当で、皆さんから相当いろいろありましたけれども、隣の家からちょっと離して家を建てるということで農地及び後ろにりんご屋さんがあるんですけども、そこには影響がないように家

を建てたいと息子さんが言うておりましたので、皆様ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

職務代理

ありがとうございました。

このことについて質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等ありませんので、議案第14号5の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、許可相当といたします。

議案第15号からは会長に議事進行をお願いします。

ありがとうございました。

議長

会議が始まる前に、本日はよろしく続けてお願いしますと、職務代理にお願いしたんですけども、却下されて、これより私が務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明がございます。お願いいいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年5,211㎡、畑の使用貸借の通年6,656㎡、利用権存続期間は田の10年5,211㎡、畑の10年6,656㎡、田と畑の合計は11,867㎡です。貸し手は3戸、借り手も3戸でございます。

6ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がございました。このことについてご意見を求めるということになっておりますので、皆様からご意見をいただきたいと思います。

(「なし」の声)

なければ承認といたしますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

意見がないので、承認といたします。

続きまして、議案第16号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明がございます。

事務局 続きます、7ページをお開きください。
議案第16号 農地に該当しないことの証明願について。
農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求めます。
1. 別紙調書に記載のとおりということで、次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
これに関して、地区担当の委員さんより現地を見ていただいておりますので、ご説明を願います。

2番委員 お世話になります。
2番、近藤です。
5月7日、現地調査を行い、確認いたしました。
申請地はイノシシが入り、荒らしてすぐ農地へ復元しても継続利用が困難と思われる。そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
以上です。

議長 調査報告ありがとうございました。
皆様のほうからご質疑があったら願います。
（「なし」の声）
なければ、議案第16号の1番は非農地として承認いたします。
大きな5番、協議事項・報告事項に入りたいと思います。
（1）制限除外農地の農地等異動通知書について、事務局より報告がありません。

事務局 続いて、9ページをお開きください。
協議事項・報告事項（1）制限除外の農地等異動通知書について。
農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上よろしく願います。

議長 事務局より説明がございました。
内容を見ますと、〇〇の鉄塔を建てるということなのかと思いますし、民間の企業であっても公共性のあるものと判断すれば、皆様のほうからご意見を求めます。
いかがでしょうか。
（「なし」の声）
なければご承認という方向でよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
では、承知おきいただくようお願いいたします。
続きます、（2）農業経営改善計画の認定について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 11ページをお開きください。
報告第2号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。
今回の内容としましては、継続1件の認定案件となります。認定日は令和6年4月10日となります。
恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
以上よろしく願いいたします。

議長 ご説明ありがとうございました。
これにつきましても、報告2号ということでございますので、皆様のほうから質疑があれば挙手をお願いいたします。
（「なし」の声）
ないようですので、ご確認いただくようお願い申し上げます。
続きまして、（3）令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についての報告がございます。

事務局 では、報告のほうさせていただきます。
報告第3号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について報告いたします。
農林水産省経営局農地政策課長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」に則り、委員44名の令和5年度の最適化活動について点検評価を行いました。
委員さんのご協力もあり、農地集積及び遊休農地解消については、おおむね目標達成となりました。しかし、最適化活動日数については、目標6日に対して、平均で4.24日と目標を下回る結果となってしまいました。
令和6年度も目標日数は月6日の設定となっておりますので、ご多忙とは存じますが、農地確認や農家さんとの意見交換など、ささいなことでも活動となりますので、活動記録簿へのご記入をお願いいたします。
以上報告とさせていただきます。

議長 事務局より説明がございました。
皆さんでお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
なければご承知おきいただきたいと思いますっております。
続きまして、大きな6番のその他に移らせていただきます。
委員の方から何かその他でございましたら挙手をお願いします。
（「なし」の声）
ないようですので、事務局は何かご用意がございますでしょうか。
（「なし」の声）
特に用意がないということでございます。
以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたしたいと思っております。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。
〔午後2時15分〕